

平成30年度答申第78号
平成31年3月15日

諮問番号 平成30年度諮問第82号（平成31年2月13日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人が本件確認処分を不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る

債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、P社（以下「本件会社」という。）に使用される労働者であったが、平成28年2月17日、退職した。
(確認申請書、確認通知書)
- (2) B労働基準監督署長は、平成29年3月14日、本件会社について、上記2（2）の認定（事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態になったことの認定）を行った。
(認定申請書、認定通知書)
- (3) 審査請求人は、平成30年3月1日、処分庁に対し、本件確認申請を行った。審査請求人が未払賃金として確認を申請したのは、平成27年10月15日を支払期日とする定期賃金40万円、同年11月15日を支払期

日とする定期賃金40万円、同年12月15日を支払期日とする定期賃金50万円、平成28年1月15日を支払期日とする定期賃金50万円、同年2月15日を支払期日とする定期賃金40万円、同年3月15日を支払期日とする定期賃金40万円の合計260万円である。

(確認申請書)

(4) 処分庁は、平成30年4月19日、本件確認申請に対し、未払賃金の合計額が40万円であるとする本件確認処分を行った。なお、処分通知書では、平成28年1月15日を支払期日とする定期賃金20万円及び同年2月15日を支払期日とする定期賃金20万円が未払賃金として記載されたが、処分庁は、弁明書において、「支払期日、平成28年1月15日とあるのは同年2月15日が正しく、平成28年2月15日とあるのは同年3月15日が正しい」として処分通知書の記載を訂正した。

(確認通知書、弁明書)

(5) 審査請求人は、平成30年7月17日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、平成31年2月13日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、未払賃金を認めない確認処分を行ったが、結婚式の食材の費用を3回に1度は審査請求人の金で払ったし、交通費と宿泊費を審査請求人が払ったので、審査請求人の通帳に払われたのは給料ではない。本件会社の元代表者から10月から基本給を40万円ないし50万円にするという書類をもらった。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求人が主張する平成27年10月から平成28年3月までの賃金が支払われなかったとする期間のうち、平成27年10月から平成28年1月までの期間は、取引推移一覧表において毎月18万0607円が支払われていることが確認でき、賃金台帳に記載されている約17万7000円とほぼ一致している。差額が生ずる理由については定かではないが、本件会社の賃

金規定には、毎月1日から月末までを1か月として締め切り、当月15日に支払う旨規定されていることから、各月に本件会社から審査請求人に振り込まれている18万0607円のうち少なくとも一部は賃金とみなすことが妥当である。したがって、平成27年9月分から同年12月分までの賃金は支払われていると考える。

また、毎月定期的に支払われていた上記の金額以外に審査請求人に支払われている金額については、支給日及びその額に一貫性がないことから、食材の費用の一部や交通費など審査請求人が立て替えていた費用を本件会社が支払ったものであり、賃金には当たらないと考える。

このため、審査請求人に毎月支払われるべき賃金額は、賃金台帳及び給与明細書から客観的に明らかとなる基本給29万円から寮費9万円を差し引いた20万円と判断することが合理的である。

2 本件会社の元代表者が審査請求人に交付したとされる書面には、元代表者の署名、押印等が一切なく、日時の記載もない。また、同人は行方不明で連絡が取れず、同書面の内容や審査請求人に支払われるべき賃金額について元代表者に確認することができないことから、同書面を、賃金を増額する労働契約の変更があったことを裏付ける客観的資料として取り扱うことはできない。

3 審査請求人の退職日は平成28年2月17日であり、本件会社の賃金規定では、正社員の基本給等の支払形態は日給月給制とし、月の途中で退職等した場合の賃金の計算は、事由発生日までにつき日割計算する旨規定されている。

したがって、基準退職日が賃金計算期間の中途である場合には、就業規則等において賃金計算期間の中途における退職の場合にも賃金全額を支払う旨の明確な規定が存在しない限り、確認の対象となるのは、就業規則等に定める方法により日割計算された額であり、本件確認処分において平成28年3月15日支払分の賃金を日割計算していない処分庁の判断は妥当ではないと考える。

しかし、本来確認すべきであった日割計算した賃金額は、処分庁が確認した金額より低くなることは間違いなく、行政不服審査法（平成26年法律第68号）48条の規定により、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

以上のことから、本件確認処分は、平成28年3月15日を支払期日とする

賃金額の計算に妥当ではない部分があるが、審査請求人の不利益に原処分を変更することはできないため、本件審査請求については棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件確認処分の適法性及び妥当性について

(1) 審査請求人に支払われるべき定期賃金の額

労働者に支払われるべき定期賃金の額は、労働契約の締結に際して約定されるものであるが、本件においては審査請求人の定期賃金等の労働条件を約定した書面は存在しない。

審査請求人は、「来月10月から基本給40万（*時間外手当別途）にすると役員会で決定した事を伝える。忘年会、新年会、歓送迎会シーズンの12月、1月、3月、4月ともに基本給50万（*時間外手当別途とする。）」「P社Q」などと記載された書面を提出し、これに記載された金額が審査請求人に支払われるべき定期賃金の額であるとしているが、同書面は本件会社の元代表者の氏名が記載されているものの、その押印等もなく、同人が作成したとの裏付けはない上、後記の賃金台帳等の記載と合致していないもので、これをもって審査請求人の定期賃金の金額を認定することはできない。

一方、審査請求人の定期賃金については、平成27年5月以降の賃金が記載された賃金台帳及び給与明細書の一部が存在するので、その記載内容を検討するに、賃金台帳には各月の15日を支払日として基本給29万円が記載され、寮費9万円と各種保険料等の額を差し引いた金額が各月の支給額として記載されており、平成27年10月分以降のものとして存在する給与明細書に記載の金額も賃金台帳に記載の金額と一致する。

そうすると、賃金台帳等から読み取れる審査請求人の定期賃金の額は、基本給29万円から寮費9万円を差し引いた20万円（各種保険料等を控除する前の金額）であり、本件会社は、同人に対して毎月15日に20万円の定期賃金を支払うこととしていたと認められる。

なお、本件会社の賃金規定は、賃金計算期間を毎月1日から月末までとし、当月15日に支払うものとしており、本件審査請求の事件記録中に存在する10月分以降の給与明細書も支払期日が当月15日となっているの

で、各月分の賃金を当月15日に支払うこととされていたと考えられる。そうすると、審査請求人は平成28年2月17日に退職しているので、賃金計算期間の途中で退職した場合に出勤日数に従い日割計算が行われるのが通常であることを前提とするならば、同月15日の支払期日には同月1日から同月17日までの賃金が日割計算で支払われ、同年3月15日の支払期日に支払われるべき賃金はないことになる。

(2) 未払となっている定期賃金の額

ア 審査請求人は平成27年10月分以降の定期賃金が未払であることの確認を求めているところ、審査請求人に支払われるべき定期賃金のうち、実際に支払われたもの及び未払となっているものはどれかについて検討するに、上記賃金台帳には、平成27年5月から平成28年2月まで定期賃金が支払われた旨記載されているが、給与明細書が存在しない月もある上、定期賃金が支払われた都度賃金台帳に記載されていたかどうかについての元代表者の説明も得られていない。

一方、本件においては、本件会社の銀行口座の入出金の状況を示す取引推移一覧表が存在し、同一一覧表の中には本件会社から審査請求人に対する振込みも記載されているので、これについて検討する。

取引推移一覧表に記載されている本件会社から審査請求人に対する振込みは、平成27年7月15日に18万0607円、同月27日に8万3376円、同年9月28日に18万0607円、同年10月20日に18万0607円、同年11月17日に18万0607円及び5万2160円、同月27日に8万5000円、同年12月4日に2万4180円、同月8日に7万2000円、同月21日に18万0607円、平成28年1月13日に7万2000円及び同月15日に18万0607円である。

この点、審査請求人は、これらの振込みについて、会社が負担すべき材料費を自分が立て替えた分であると述べている（電話録取書）のであるが、これを裏付けるものはない。

そこで、上記振込みの日付及び金額をみると、平成27年7月、同年9月、同年10月、同年11月、同年12月及び平成28年1月の各月の定期賃金の支払期日である15日以降の日付に、18万0607円という同一の金額が振り込まれており、とりわけ平成27年11月17日の振込みは、5万2160円と18万0607円に分けて振り込まれ、18万0607円という金額が他の金額と区別されている。そして、18万0607

円という金額は、定期賃金の金額と認められる20万円から賃金台帳の各種保険料等の額を差し引いた17万7283円に近い金額である。これらの事情に照らすと、本件会社から審査請求人に対する振込みのうち、18万0607円との金額が振り込まれているものは、定期賃金として振り込まれたものと認めるのが妥当である。

したがって、賃金台帳に記載されている平成27年10月分以降の定期賃金のうち、支払期日を同月15日、同年11月15日、同年12月15日及び平成28年1月15日とするものについては、振込みの事実により裏付けられ、支払があったと認めることができ、支払期日を同年2月15日とするものについては支払があったと認めることはできず、未払賃金となる。

イ なお、本件確認処分は、各月分の賃金の支払期日は翌月15日であるとした上で、平成28年2月15日を支払期日とする未払賃金を20万円とし、同年3月15日を支払期日とする未払賃金も20万円としている。

この点、審査庁は、各月分の賃金の支払期日は翌月15日であるとした上で、平成28年2月15日を支払期日とする未払賃金を20万円とし、同年3月15日を支払期日とする賃金については、賃金計算期間の途中で退職した場合には日割計算が行われるのが通常であるから日割計算した金額が未払賃金であり、本件確認処分はこの点妥当ではないが、本件確認処分を審査請求人の不利益に変更することはできないとしている。

審査庁が各月分の賃金の支払期日を翌月15日であるとしていることには疑問があるが、いずれにせよ、各月分の賃金の支払期日を翌月15日とし、月の途中で退職した場合も日割計算せず賃金の全額が支払われることを前提として未払賃金額を算定した本件確認処分について、審査庁が指摘するとおり、これを審査請求人の不利益に変更することはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件確認処分は違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委員 戸 谷 博 子

委 員 伊 藤 尚 浩
委 員 交 告 史